

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る質問と回答

No	質 問	回 答	回 答 日
92	提出書類確認表には、新規・継続・変更・終了とありますが、要支援から事業対象者となった方は継続の確認表をつけて提出となりますか。	お見込の通り。 要支援と事業対象者は、一連の経過として管理をしています。新規の確認表で提出いただくのは、一人の利用者につき初回だけとなります。 平成29年4月から総合事業の開始にあたり、現在利用者の更新時に新たに契約を行う必要があります。そのため、来年度のみ使用する継続の確認表を作成しています。ホームページに様式を掲載していますのでご確認ください。居宅介護支援事業所向け各種様式欄	H29.3.24
93	事業対象者の方は、いつ、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を、提出すればいいのでしょうか。	認定更新の方で、基本チェックリストで事業対象者と判定された方は、現在の認定有効期間終了日の属する月に入ってから介護予防サービス計画書・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の受付を開始します。 (例)要支援1 認定有効期間 平成28年5月1日から平成29年4月30日の場合、平成29年4月に入ってから届出書の受付を開始します。	H29.3.24